

認定（没収）通知書

平成 年 月 日
認定（没収）通知第 号
(認定（没収）通知書番号)

殿

(税関官署の長)

印

平成 年 月 日付開始通知簡第 号に係る貨物については、関税法第 69 条の 1 第 1 項第 9 号・第 10 号に掲げる物品に該当すると認定したので、同法第 69 条の 12 第 5 項の規定により通知します。なお、本通知が送達された日の翌日から 3 か月を経過する日（以下「経過日」という。）までに、不服申立てその他税關に対する連絡がない場合は、経過日に、同法第 69 条の 11 第 2 項の規定に基づき、当該貨物を没収します。

記

1. 認定の理由

2. 品名

3. 数量

[連絡先] : (税関官署名)
(住所)
(電話番号)
(担当者の官職及び氏名)

【不服申立てについて】

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に○○税関長に対して再調査の請求又は財務大臣に対して審査請求することができます。
- 2 再調査の請求についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に財務大臣に対して審査請求することができます。
- 3 再調査の請求をした場合は、当該再調査の請求についての決定を経た後でなければ、審査請求をすることはできませんが、次のいずれかに該当する場合には、この決定を経ずに審査請求することができます。
 - (1) 再調査の請求をした日の翌日から起算して3月を経過しても決定がないとき。
 - (2) その他再調査の請求についての決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

【取消しの訴えについて】

- 1 この処分については、再調査の請求又は審査請求を行わずに、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 2 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 3 取消訴訟は、処分があったことを知った日若しくは再調査の請求若しくは審査請求をしたときはこれに対する決定若しくは裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該処分若しくは決定若しくは裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。